

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Lineage endogamy in rural Hubei province, China

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2003-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秦, 兆雄, Qin, Zhaoxiong メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/808

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



中国湖北省一農村の宗族内婚について

秦 兆 雄

一 問題の所在

伝統的な漢人社会では、同姓の男女を同じ父系血縁関係者として捉え、インセストの対象と見なすため、同姓不婚の原則は婚姻制度の中で重要な規範となってきた。その理由として、『左伝・僖公二十三年』に記載された「男女同姓、其生不蕃（同姓の男女が結婚する場合、子供は生まれにくい）」という考え方方が古代から現代に至るまで続いてきたことが挙げられる。また、唐律をはじめ歴代の法律は同姓者間の通婚を禁じていた。

但し、長い歴史の中で、同姓者は必ずしも同宗者（同じ父系血縁関係者）であるとは限らないし、また、本来同宗者であったが、父系血縁関係が遠くなるにつれ、お互いに系譜関係が分からなくなつた場合も少なくない。このため、同姓男女の結婚は歴史上も現在もしばしば見られ、政府もその現実を容認していた。但し、滋賀が指摘したように、世間に往々見られる同姓婚はあくまでも同姓不同宗の場合であり、同宗の場合は民衆自身の意識として、通婚の禁忌は絶対的といってよいまでに堅く守られていた。また、同宗者の中の二つの分派は二つの異なる姓に分かれていた場合でさえ、相互の通婚は禁忌とされている。要するに上代の同姓不婚制はやや形をかえて、同宗不婚制として後世にまで維持された（滋賀、1976：29-30）。即ち、同姓不同宗なら、通婚は認められるが、宗族内婚は厳しく禁止されるという道徳規範が長い歴史上機能してきたということができる。

しかし、中国本土では解放後、政府が1950年に公布した『婚姻法』第5条は直系血族間の結婚を禁止し、5代以内の傍系血族間の結婚禁止問題は慣習に従うと規定し、また1980年に改正された『婚姻法』第6条では直系血族と3代以内の傍系血族間の結婚を禁止していると定められた（宮坂、1995：238－242）。即ち、宗族の内婚問題に関して、1980年までは慣習に従って5世代以内の父系血縁関係者の結婚は禁止されていた。その規定は「五服」^①という伝統的な親族観念と密接に関連していると考えられる。1980年以後は宗族内婚の禁止範囲は5世代から3世代に変更された。

また、解放後、政府は伝統的な宗族制度を破壊し、否定する政策を取ってきた（秦、1999. Qin, 2002）。こうした政府改革政策の影響により、伝統的な宗族内婚の禁忌が中国本土では一部の農村地域で守られなくなってきた。例えば、1970年代半ばの広東省では51か村中55%は宗族内婚をタブー視していた（Parish, & Whyte, 1978：169）。言い換えれば、そのタブーを破った村は全体の45%を占めていた。また、広東省のチェン村では、宗族内婚は1958年から既に始まり、1980年頃になると、全体の約70～80%を占めるに至った。しかも、1970年代半ばから末期にかけてのいくつかの婚約は「五服」の範囲内で行われていた（チャン等、1989：233－260）。しかし、そのような事例報告はしばしば抽象的、断片的に過ぎず、宗族内婚の実態がよく分からぬ。本稿は湖北省の農村で行なったフィールド調査^②に基づき宗族内婚の実態について具体的に検討する試みである。

二 調査地：李姓、張姓及び少數の雜姓

調査地・李家湾^③は、湖北省風水県先進鎮团结村に属し、主に農業を生業とする一自然集落である。聞き取り調査によると、2002年6月現在、李家湾には130世帯、462人がいる。その内、97世帯(74.6%)と355人(76.8%)が李姓である。19世帯(13.7%)と63人(13.7%)は張姓である。それ以外は、

錢姓や王姓、包姓などの少数の雜姓である。

族譜と古老達の話によると、この集落の最初の開墾者は明代（1368—1644）初期に江西省から移住してきた張姓の始祖であったという。李姓も同じ時期にこの集落から西北約5キロ離れている李家閩に移住してきたが、その子孫の一人李新星（始祖敬明から数えると第5代目に当る男子）が、ある裕福な張姓の「上門女婿（入り婿）」になり、後に妻子を連れ独立して生活した。こうして李姓はこの集落で張姓の人々と少し離れて住むようになった。また、少数の雜姓は主として解放後の土地改革や移民政策などにより李家湾に住むようになった者である。歴史上、これらの異なる宗族または姓は互いに通婚している。

現在、李姓は第24代目まで繁栄し、李家閩でも李家湾でも強大な宗族としてよく知られている。しかし、内部から見ると、いずれもフリードマン（Freedman, 1958 : 1966）が指摘したように、非対称的な分節構造をもっている。例えば、李家湾では始祖李新星を頂点として、2つの「房」、7つの「自己屋」及び30以上の「弟兄夥」まで次々と系譜的に分節されているが、日常生活においてはそれぞれの分節は社会的、経済的な側面で不均衡な機能集団になっている。

解放前は李家閩には李敬明を始祖とする大祠堂と、約100畝の李姓全体の族田があった。また、数冊の族譜は大祠堂に保管されていた。張姓には祠堂と4.4畝の族田及び2冊の族譜があった。しかし、土地改革時期に李姓と張姓の祠堂や族田などの共同財産は政府に没収された。また、文化大革命の時期になると、族譜も処分の対象になった。張姓の族譜はこの時期に紛失したが、李姓のある老人は一冊の族譜を隠すことが出来た。

族譜には輩行詩と族規及び構成員の名前や生年月日などが明記されている。輩行詩とは宗族内のエリートがその一族の理念に基づいて自ら作ったものである。李姓の場合は「日有典常、保守克光、兆啓進習、奉以為章」という漢詩で規定されており、同じ世代に属する男女は一般的にその中の一字を使つ

て命名する規則になっている。一方、張姓の族譜は紛失したが、「必以其道、西東和楽、高華榮顯、立功俊傑」という輩行詩は皆に暗唱されており、各自の系譜関係が互いに認識されている。

また、李姓の族規は孝行や倫理道徳の違背及び政府への食糧納入の拒否を禁ずるなど、16条に定められていたが、宗族内婚を禁止する箇条はなかった。これは張姓及び他の宗族においても同様である。古老達にその理由を尋ねると、その禁忌はかつて村人にとって常識的な道徳規範だったからだと説明する。しかし、その道徳規範が最近弛緩し始めたのである。

三 宗族内婚の事例

筆者は2002年3月から4月にかけて李家湾でフィールド調査を行なった。その間に、複数のインフォーマントから、数ヶ月前、即ち2001年12月頃に李家湾の李姓の間で3組の男女の婚約がほぼ同時に成立し、村人の間に衝撃的な話題を呼んでいるという話を耳にした。その3組の婚約はそれぞれ以下のような事情である。

事例1：同一世代の婚約

図1のように、李光田は、1953年李家湾の李姓の長男として生まれたが、生後1か月で父が病死した。母はまもなく町の運送会社で働いている夏姓の男性と再婚したので、赤ん坊の彼も夏金田という姓名をもらった。彼はこの経緯を母からも夏姓の父からも教えられていなかった。しかし1973年、20才になった頃、彼はその経緯を回りの人から偶然聞いた。ショックを受けた彼は密かに事実を確かめた後、生父の従兄弟から協力を得て、翌1974年に李家湾に戻った。その生父の従兄弟は目や耳が不自由なので一度も結婚せず、一生独身のままであったが、夏金田にとって血縁関係が一番近い父系親族であった。従って、夏金田はこの生父の従兄弟の「過繼子（養子）」になり、それ

と同時に李姓に復帰し、李光田と名乗った。しかし、彼はまだ自分の母が生きていることもあり、またその家族と良好な関係を保つため、夏姓も同時に保留している。即ち、彼は李家湾では李姓を名乗る一方、母の後夫の一族と付き合う時には夏姓を使うという臨機応変な対応を取っている。彼は現在町の運送会社に勤務し、村政府ではなく町の警察に管理されている都市戸籍に属しているため、日常生活の中で村人と顔を合わせる機会が少なく、二つの姓を同時に保持し、状況に応じて使い分ける事が可能である。

李光田は1974年11月に李家湾の張東梅と結婚し、後に二人の息子と一人の娘をもうけた。長男李兆軍は1979年1月に生まれ、小学校卒業で、現在天津市にある印刷工場で働いている。李兆軍と婚約を結んだのは、李光忠の次女、李兆莉である。李兆莉は1978年9月に生まれ、小学校卒で、現在深圳市に出稼ぎに行っている。系譜関係からすれば、李兆軍と李兆莉は共通の祖先から数えて6代目に当たる。両家は150メートルほど離れて住んでいるが、隣り同士であり、普段は親しく付き合っている。



図1 李兆軍と李兆莉の系譜関係（左から右へは年齢順、以下同様）

複数のインフォーマントによると、李兆軍と李兆莉は特別に親しく付き合って、恋に落ちたというわけではなく、むしろ二人の親の意向により、婚約が成立したそうである。即ち、李兆軍の父親は李兆莉の健康と美貌を気に入り、李兆莉の母親は日頃から李兆軍の働きと稼ぎぶりを高く評価していた。この親達の気持ちを知っている一人の既婚女性が李兆軍と李兆莉を仲介し、結婚の話を積極的に親達に持ちかけた。李兆莉の父親はこれが族内婚に当たると難色を示したが、李兆軍の父親は自分も息子も夏姓を名乗っているので、問

題はないと主張した。仲人も李兆軍の父親の主張を李兆莉の父親に説明した。李兆莉の父親は李兆軍の父親の主張に同意しなかったが、その息子がよい青年だと思うと、やはり戸惑い、「娘のことですから、自分はよく分からないので家内に聞いて下さい」と仲人に伝え、強く反対しない態度を取るようになった。早くから李兆軍のことを評価している李兆莉の母親は、この結婚話を心から歓迎し、仲人に「新しい時代では婚姻は自由なので、本件は李兆莉と李兆軍の気持ち次第で、我々は反対するものではない」と答えた。これで、仲人は二人の親の了解を得たと理解し、李兆軍と李兆莉に縁談の話をうまくもちかけた。その結果、幼なじみである二人は、親の同意を得たと判断し、縁談の話を受け入れた。

事例 2：同世代間の婚約

二番目の婚約も同じ世代に属する男女間に交わされたものである。図2に示したように、李啓鉄は李兆成の長男として1979年10月に生まれた。中学校を卒業した後、北京に出稼ぎに行っている。姉は既に嫁に行ったが、妹が深圳に出稼ぎに行っている。両親だけが李家湾で暮らしている。

李啓英は李兆義の三女として1981年3月に生まれた。李兆義は4人の娘をもうけ、その後1999年4月に病死した。長女は通信大学を卒業後、嫁に行き、次女は1998年に婿を迎えた。李啓英は小学校を卒業し、深圳でしばらく出稼ぎに行った後に家に戻り、家事を手伝っている。

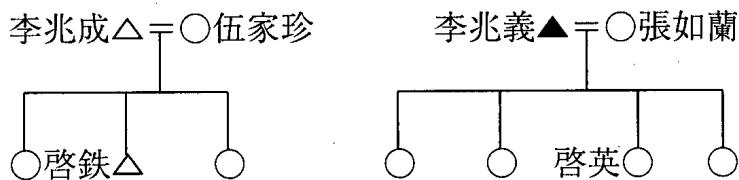


図2 李啓鉄と李啓英の系譜関係（▲は死亡）

事例1と同様、李啓鉄と李啓英の婚約の契機は自由恋愛ではなく、親の意思によるものである。即ち、李啓鉄の父親は李啓英の健康と美貌を気に入り、

彼女を自分の一人息子の嫁にしたいと願い、仲人を通じて、縁談を持ちかけた。李啓鉄と李啓英もこの縁談に同意した。系譜上、当事者二人は共通の祖先から数えて、8代目に当たる。

事例3：異なる世代間の婚約

三番目は同じ世代に属していない李啓兵と李兆香との間に結ばれた婚約話である。図3に示したように、李兆香は李啓兵の父親李兆水の世代に属している。系譜上、李兆香と李兆水は共通の祖先から数えて7代目に当たり、李啓兵はその次の8代目の子孫である。また、李兆香の父親李光祥（1950年生まれ）は李兆水（1954年生まれ）より4才年上なので、父系血縁関係と親族名称からすれば、李啓兵は李兆香をオバと呼ぶべきである。

李啓兵は李兆水の長男として1977年4月に生まれ、中学校を卒業後、東北地方のハルビン市に出稼ぎに行っている。他方、李兆香は李光祥の長女として1978年10月に生まれ、中学校卒後、現在深圳に出稼ぎに行っている。両家はだいぶ離れて住んでいるため、李啓兵と李兆香は縁談の話が持ちかけられるまで、互いに名前を知っている程度の間柄であった。

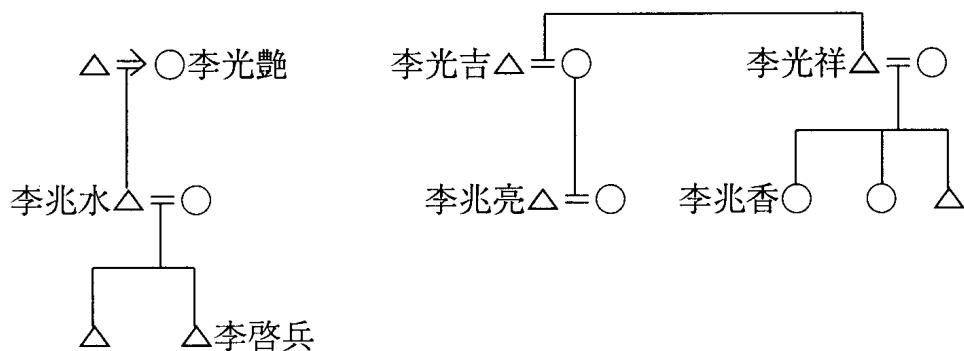


図3 李啓兵と李兆香の家族と系譜関係

李啓兵と李兆香の婚約の契機は自由恋愛でも親の意思でもない。二人が互いに相手のことをよく知り、興味をもつようになったのは、2001年初め頃、李啓兵と一緒にハルビン市へ出稼ぎに行った仲間の李兆亮（1968年生まれ）

による紹介と薦めである。李兆亮は李兆香の父の兄の息子で、李兆香の父方平行イトコに当たる。彼は自分の親友である李啓兵が父から持ちかけられた別の集落の数人の女性との縁談に失敗したことで落ち込んでいる様子を見て、自分のイトコである可愛い李兆香のことを思い出し、彼女にふさわしい結婚相手として李啓兵に紹介した。また、李兆亮は李兆香に対して李啓兵があまりに真面目で女性へのアプローチの仕方を知らないが、才能があり人格もよいので、彼女にとってふさわしくまさに運命の男性だと説明した。意外にも、李兆香はイトコの紹介と推薦を素直に聞き入れ、結婚を前提として李啓兵との付き合いに同意した。

李啓兵と李兆香が互いに気に入ったことが分かると、李兆亮は仲人として本格的に動き始め、それぞれの両親に話をうまく運んだ。李兆水は息子の結婚相手を見つけることに悩んでいたので、この話をありがたく思いながらも、これが族内婚、しかも異なる世代間の結婚に当たるので、相手の父親が絶対反対するに違いないと心配した。この問題を避けるため、李兆水は自分の父親が謝姓から來た「上門女婿」で、母親李光艶と結婚する時に、謝姓から李姓に改姓したという経緯を思い出し、それを根拠にして、「李家湾の人なら誰でも知っているように、父は本来謝姓の人間だったので、自分及び息子啓兵は必ずしも「純粹」な李姓の子孫ではなく、むしろ謝姓の血統を引いている。従って、李啓兵と李兆香との縁談は必ずしも「純粹」な宗族内婚ではない」と李兆亮に力説し、その考えを李光祥に伝えるように頼んだ。

このような李兆水の説明と主張を聞いた李光祥は少し納得したようで、すぐには反対せず、ただしばらく沈黙を守るだけであった。この様子を見て、李兆水は結婚の可能性がないわけではないと判断し、仲人と李兆香及び彼女の家族に次々と贈り物を送り続けた。そして、およそ10か月後、李兆香の両親はようやく子供たちの恋愛と結婚に口を挟むべきではないという態度を甥に当たる李兆亮に伝えた。即ち、李啓兵と李兆香が愛し合って、結婚したいならその意思を尊重するという考え方の表明であった。これで李兆亮が持ちか

けた縁談は2001年12月頃に順調に婚約まで発展した。

以上は調査時期にインフォーマント達から聞いた三つの婚約事例である。その契機は全て男女同士の自由恋愛による結果ではなく、周りの人々が話を持ちかけたものである。また、婚約者同士の父系血縁関係が共通の祖先から数えて6世代、即ち「五服」を超えていという点で共通している。

このような出来事に対して、現地の周りの人々はどのように考え、反応しているのだろうか。この点について、割合の多少により村人を反対派と理解派及び無関心派という三つのカテゴリーに大きく分けることができる。多くの村人、特に老人達は強い反対派である。彼らが反対する主な理由は二つである。一つは代々伝承されてきた優生学的な考え方である。即ち、同じ一族の男女が結婚すれば、子供は生まれにくいかまたは生まれた子供は元気でもなく聰明でもない可能性が高いため、同じ宗族内の男女は結婚すべきではないというものである。もう一つは宗族内婚がインセストに当るため禁止すべきだという伝統的倫理道徳観念である。従って、複数のインフォーマントは筆者に事情を説明する際に、不満と怒りを込めた口調でこれらの事例を語った。特に事例3の婚約に対して多くの村人は軽蔑する態度を明確に示した。例えば、筆者は「李光祥は李兆水の父親の世代に属するのに、自分の娘と李兆水の息子との結婚に同意したのは常識的に考えられない。おそらく彼はお金を目当てにしすぎたので、モラルを忘れたのだろう。父親としての資格がない」という非難をよく耳にした。

他方、これらの婚約事例は李姓一族にとって必ずしも好ましい現象ではないと思いながらも、理解を示している一部の村人もいる。その割合は反対派より少ないが、彼らは次のように考えている。即ち、これらの3組の婚約者は全て「五服」の範囲を超え、父系血縁関係はだいぶ薄くなってしまっており結婚と子供作りには支障をきたすことはないので、当事者の行為は許してもよいというものである。但し、このような立場に立つ理解派でさえ事例1と事例2をある程度容認しているが、事例3は宗族内婚だけではなく父系の世代原理

も乱しているので許してはいけないと考えている。

また、これらの婚約事例に対して、明確に反対も賛成もせず、無関心の態度を取っている村人もいるが、その割合は少ない。それは殆ど李姓の若い世代または李姓以外の人々に限られている。彼らはこれらの出来事が自分とは全く関係のない話だと考えている。

では、婚約者同士とそれぞれの両親及び仲人を含めた当事者は、自分たちの行為に対してどのように考えているのだろうか。婚約者の親達も理解派と同様に、婚約者同士が「五服」の範囲を超えていたり、結婚しても大丈夫であると考えているだろう。しかし、同時に自らの行為は族内婚というタブーを破っているため、周りの人々に白い目で見られているに違いないと思い込んでいるのかもしれない。当然、それを覚悟して決断をしたはずなのだが、やはり周りの人々の評判を気にしていると考えられる。ある日、筆者は道端で事例3の仲人に当たる李兆亮と偶然出会い、親しく雑談をした後、「あなたは李啓兵と李兆香の婚約を仲介した方ですか」と聞いてみた。すると、彼はすぐ顔が赤くなり、「違います。本人同士の自由恋愛による婚約です」と自分の関与を強く否定した。通常の仲人なら、この場合は肯定的に答えるばかりではなく積極的に自慢話も話してくるに違いない。しかし、李兆亮がこのような不自然な態度を取ったのは、やはり世論と自分の責任を強く意識しているからだと思われる。実際、筆者と李兆亮が雑談をしている様子を見たあるインフォーマントは「今話題になっている三つの婚約事例については、絶対に関係者にきくな。なぜなら、彼らは今非常に神経をとがらせているので、どんな質問でも相手にとって問題を追及されているように聞こえ、誤解を与えてしまう。万が一、彼らの婚約が解消されることになれば、彼らは必ず私たちのせいにする。どうぞ理解して下さい」と筆者に警告した。従って、筆者は調査中は当事者達に聞き取り調査を行うことを遠慮し、彼らの考えを直接聞きだすことはできなかった。

但し、当事者の考え方に関して、村人から次のような説明を受けた。ある

インフォーマントは「当事者は当然自分の行為を恥ずかしいと思っているはずである。なぜなら、通常の婚約と違って、当事者はこのめでたい話を堂々と周りの人々に知らせていない。我々は婚約や結婚の話を聞くと、自然と当事者及びその関係者におめでとうという祝いの言葉をかける。しかし、今回は多くの人々はそのような言葉を当事者にかけないように配慮しているようだ」と説明した。また、このような族内婚は当事者にとってどのようなメリットがあるのかと聞くと、別のインフォーマントは「男性及びその親にとっては結婚という大きな目的が達成したことに意義がある。また、女性及びその親にとっては裕福な嫁先を見つけ、多大な結納金をもらえ、しかも嫁に行つても親の近くに住んでいるので、親にとって将来の老後生活を支える一種の安全保障となる。従って、彼らは名譽なことではないと思いながらも、これらの目的を最優先にして決断をしたのである」と解釈してくれた。

なお、筆者はこの論文を書いている時点で、以上の三つの婚約事例がその後どうなったのかと気になり、2003年10月6日にインフォーマントに国際電話をかけて確かめた。それによると、事例1の李兆軍と李兆莉はそのまま婚約中で、2003年末に結婚する予定である。事例2の李啓鉄と李啓英及び事例3の李啓兵と李兆香は2002年末にほぼ同じ時期に結婚した。事例2の李啓英は今妊娠中であり、事例3の李啓兵と李兆香の間には元気な男の子が生まれた。その誕生は筆者が電話をかける前日の出来事であった。また、このインフォーマントによると、このような宗族内婚は現時点では李家湾だけに見られる新しい現象で、周辺の集落にはまだ起きていないという。

四 過去の恋愛物語

上述の三つの婚約事例が起きる前にも、李家湾では少なくとも次の三つの恋愛事件が相次いで起き、人々の話題になったことがある。

事例4：許された恋愛物語

1978年5月、李光新が王章美という李家湾で非常に若くて美しい娘と恋愛しているという噂が流れた。最初は村人の殆どはその恋愛は結婚まで発展しないだろうと予想していた。というのは男女双方の家庭状況は「門当戸対（釣り合いの取れた家関係）」ではないと思われたからである。当事者及び両家の状況は次の通りである。

李光新の父親・李克古は革命以前には李家湾で多くの土地をもち、経済的に裕福であり、湾内では唯一のキリスト教徒であった。従って土地改革の時、この世帯は「地主階級」に区分された^④。それ以来1979年に階級区分制度が廃止されるまで、この家の世帯主の父と母は頻繁に行なわれる「階級闘争大会」で攻撃の対象となりひどくいじめられた。

李克古には兄弟がおらず、妹が一人いる。彼は2人の息子と3人の娘をもうけたが、長男を町に住んでいる未婚の妹に「過繼子」として与えた。次男として1957年2月に生まれたのは李光新である。彼は両親及び3人の妹達と一緒に暮らし、中学校を卒業した。彼は勤勉でしかも親孝行をしている好青年であり、両親は彼に嫁を探すためにあらゆる方法を使って努力をしたが、結局地主は政治的な地位が低いという理由によって断わられるばかりであった。

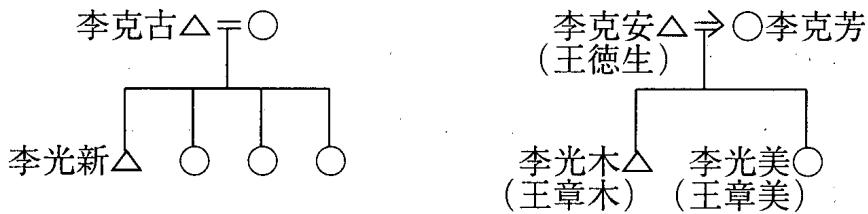


図4 李光新と王章美の家族及び系譜関係

一方、王章美は王徳生の娘として1961年3月に生まれた。母・李克芳はこの集落の出身であるが、父・王徳生は2キロほど離れた王家湾という集落から解放前の1947年にこの家の「上門女婿」になり、李克安に改姓改名させられた。李克芳の父は裕福な家だったため、解放後の土地改革には上中農とい

う「不利」な階級に区分された。しかし、李克安は同じ時期に人民解放軍に入隊し、朝鮮戦争にも参加した経歴もあったので、退役して李家湾に戻ると、名譽だけではなく、政治的な発言権を得るような有利な立場に変った。実際、実家はそれまで貧しかったが、解放後は貧農という「よい階級」に区分され、二人の兄の内の一人は村幹部に任命されるに至った。従って、李克安は2人の息子をもうけたが、既にこの時期から、妻子を連れて復姓し、帰宗する気持ちが芽生え始めていた。文化大革命が起り、「悪い階級」を攻撃し、宗族意識を厳しく批判する政治キャンペーンが頻繁に繰り返されると、彼は岳父の家族が「悪い階級」に区分されたことを持ち出し、自分はこの国家政策の被害者だと周りの人々に訴えた。また、彼は実家に戻れば貧農として認定されるに違いないと考え、また子供達の将来のことを案じ実家に戻った方がよいと判断し、その件について妻を度々説得した。特に、1973年、16歳の長男李光木が池の魚を捕まえようとして、誤って池の水門を開けてしまい、池から流れ出した水により、池より低い脱穀場に積んでいた穀物を水浸しにしてしまったという問題が起った。これにより、李光木は同じ李姓の異なる分派に属する党支部書記李克生からひどい懲罰を受けた。しかし、李克安は自分の息子が李姓と血のつながりのないよそ者だから、そのような懲罰をうけたという被害妄想に陥り、李姓から独立し、自分の実家に引っ越しする方法しかないと妻に力説した。そこで、妻子は彼の考えに理解を示し、李克安の復姓及び子供達の改姓、即ち李姓から父の王姓に変えることに同意したが、子供たちと共に王家湾へ引越すことに反対した。この時から、娘の李光美は王章美に改名したのである。

さて、李光新と王章美の家族は同じ生産隊（現在の組）に属している。王章美は李光新と一緒に働いているうちに、彼の人格に対して尊敬の念を抱き、また彼が色々な面で不公平に扱われることに同情し、遂に恋に落ちてしまった。

当初、二人が熱烈に愛し合っていることが湾内で話題になった時、李光新

の両親は大変喜びながらも非常に不安であった。やはり、王章美の両親及び兄はその話を聞くやいなや強烈に反対の意を表明した。その理由は、王章美が本来李姓の娘で、李光新と結婚すれば宗族内婚に当たり、またそのような政治的な地位の低い家へ嫁に行ったら将来性がなく幸福になれない、という二点である。王章美の両親及び兄は彼女に、もしその男性との恋愛関係を終らせなければ、家から出てもうと圧力をかけ、同時に李光新に対して、村人の前で彼女に手を出さないように強く警告した。

しかし、それにも関わらず、李光新はあきらめず、また王章美も両親の圧力に屈しなかった。彼女は逆に父の復姓及びそれに伴う兄と自分の改姓が李姓に対する裏切り行為だと強く非難し、また、今になって自分を李姓の娘として扱い、結婚反対の理由とするのはおかしいと強く反撃した。しかも彼女は「家から出て行け」という家族の脅迫に屈服せず、李光新の家へ行ってそこに数日間泊った。両親は仕方なく彼女を家に呼び戻した。ちょうどその頃、中央政府は階級身分制度を廃止する法令を出したということも重なり、王章美の両親は娘の気持を尊重し娘の結婚を認める気になった。

これは李家湾で起きた最初の恋愛結婚事件であるが、宗族内婚に当たるかどうかについては、村人の反応は半々に分かれている。一方、王章美の母は李姓の成員であり、また、王徳生はその家族を持続させるために呼ばれてきた「上門女婿」である。従って、生まれた息子も娘も当然李姓の成員である。系譜関係からすれば、王章美と李光新が同じ世代に属し、共通の祖先から7代目に当たる。この意味で、今回の結婚は宗族内婚だと思われる。他方、王章美の父は元々よそ者なので、父系血縁関係からすれば、彼女は兄と共に王姓の子孫である。特に、父が李姓から王姓に復姓し、子供たちもそれに従つた以上、彼らはもはや李姓を裏切った李姓以外の者である。この意味では、今回の結婚は宗族内婚ではないと考えられる。実際、今回の結婚は村人の間に話題を呼んだが、それに反対する者は、王章美の家族だけであった。

いずれにせよ、この時期には宗族内婚はまだ厳しく規制されていた。次の

二つの事例から見ればより一層明らかである。

事例 5：許されなかつた同姓「親戚」同士の異なる世代間の恋愛事件

李家湾出身ではないが、煉瓦工場の近くに楊發財及び彼の家族が住んでいる。彼は本来李家湾から約4キロ離れた楊家湾という集落に住み、李家湾出身の妻李兆愛を迎えたが、李家湾の岳父を頼って1985年に李家湾の煉瓦工場に引っ越し、理髪店を経営するようになった。

1988年冬に楊發財の長男楊清成が同じ町で働いている女性楊秀麗と恋に落ちた。楊清成は1966年に楊家湾で生まれたが、楊秀麗はその隣りの集落・楊家汎で1968年に生まれた。二人は同姓であるが、同宗ではなく、図5で示すように、遠い「親戚」である。

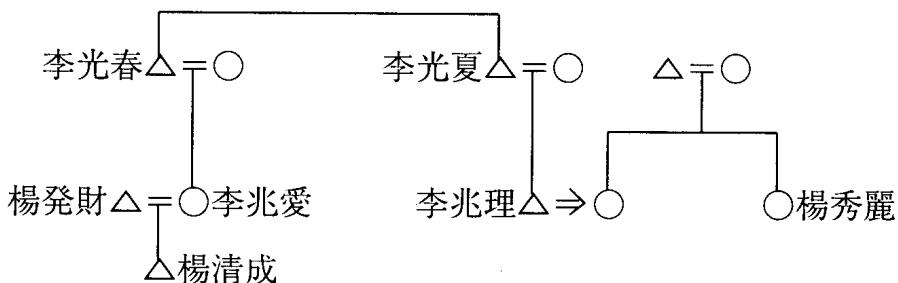


図5 楊清成と楊秀麗の「親戚」関係の略図

楊秀麗には10人の姉妹がいたが、兄弟はいなかったため、彼女の一番上の姉が李家湾から「上門女婿」として李光夏の長男李兆理を迎え、結婚した。楊清成の母・李兆愛は李光夏の兄である李光春の長女であり、李兆理とは同じ祖父に属する「堂兄弟姐妹（父方平行イトコ）」関係をもっている。結婚した李兆理の家と李兆愛の家は「親戚」関係になるが、その関係が遠いため、両者は互いに遠い「親戚」として認識しながらも、日常生活では「親戚」付き合いはあまりしていなかった。

楊清成と楊秀麗は自分達が遠い「親戚」関係にあると認識していたが、両家が「親戚」の付き合いをしていないせいもあり、親族名称を使わず、名前

で呼んでいた。もし親族名称に従えば楊清成は楊秀麗を叔母と呼ばなければならぬが、楊清成はその呼び方に強い抵抗感をもち、いつも楊秀麗を名前で呼んでいた。

二人は結婚しようと思った。ところが、その噂を聞いた楊清成の母と、母の父系血縁関係者（李兆理も含む）は皆強く反対した。その理由は主として二人は「親戚」関係にある異なる世代に属しているので、結婚することになれば、今迄の「親戚」関係、特に世代関係が混乱することになるからである。例えば、楊清成は本来李兆理を母のイトコとして「舅父」と呼ばなければならぬが、楊秀麗と結婚すれば、李兆理を兄と呼ぶことになる。これは明らかに世代間の「秩序」を混乱させる恐れがあると考えられる。従って、楊清成の母とその父系血縁関係者は恋に落ちた二人にそのような問題を厳しく指摘して二人が結婚できない理由を教え、結婚しないように説得した。特に、楊清成の母の兄弟の内の一人は楊清成に対して、もしこれらの「規則」を破り無理に楊秀麗と結婚したら殺してやると強く警告した。李兆理も同様に、義理の妹・楊秀麗に強い圧力をかけた。このため、二人はある程度納得し、結局結婚をあきらめることにした。

この恋愛事件において特に重要な点は、それに反対する人々は全て楊清成の母とその父系血縁関係者だけであり、しかもその理由は主に父系血縁原理であるということである。それ以外の関係者は特に反対していないのである。この事例から明らかなように、宗族原理を支えている父と息子の関係の根底にある世代原理は、そのまま「親戚」関係にも適用されており、「親戚」同士の通婚に規制として強く働いていた。^⑤

事例 6：許されなかつた宗族内の異なる世代間の恋愛事件

1993年夏に李家湾では、李光義の次男李兆春と元党支部書記李克生の末娘である李光紅が恋愛しているという噂が村人の間に次第に広がっていた。李兆春は1975年8月に、李光紅は1973年5月に生まれた。二人は中学生の時に

親しくなり、卒業後は町で出稼ぎに行っている間に恋に落ちた。しかし、二人の輩行と図6で明らかのように、二人は宗族内の異なる世代に属している男女である。共通の祖先から数えれば、李光紅は第7代目、李兆春が第8代目に当たる。父系親族名称からすれば、李兆春は李光紅をオバとして呼ばなければならぬのである。

李兆春と李光紅の父親である李光義と李克生は、二人が既に2年間ほど恋愛し、しかも結婚を考えているという噂を聞いた時、いずれもショックを受け、それぞれ自分の息子と娘に「君達の恋愛は近親相姦に相当し、その結婚は昔禁止されてきた宗族内婚に当たるから、一刻も早くやめなさい」と警告した。しかし、李兆春と李光紅は自分達の父系血縁関係が既に「五服」を出ており、法律に違反していないばかりではなく、自由恋愛の現代社会では彼らの「純粋」な恋愛が実際誰にも迷惑をかけていないという理由を挙げ、第三者から干渉されるべきではないと主張し、抵抗を続けようとした。その二人が真剣に恋愛している姿勢を見て、李光義と李克生は子供たちの気持ちがある程度分かりながらも大変困り、「自分達の子供の自由恋愛を本当に干渉すべきかどうか」と少し戸惑い、動搖し始めた。そこで彼らは、当時宗族の中で一番権威をもち、李克生の前任党支部書記李光龍を訪ね、その恋愛事情を報告し、反対するかそれとも黙認するかを聞いた。

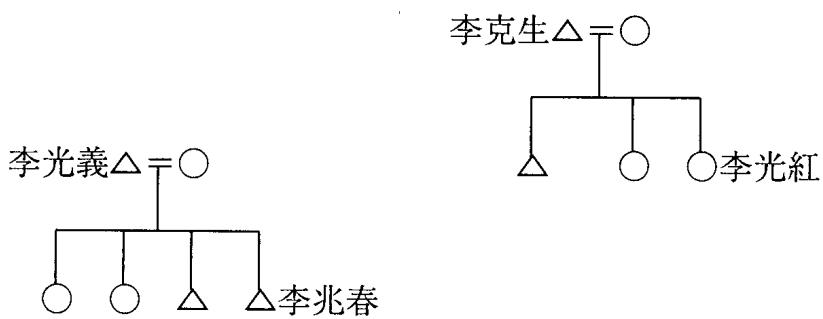


図6 李兆春と李光紅の家族及び系譜関係

李光龍は李光義と李克生の話を聞いてすぐ怒り、机を叩きながら、「乱親不乱族（「親戚」関係を乱しても宗族内の秩序を乱してはいけない）」という

宗族全体の伝統的な決まりと倫理道徳を取り上げ、「君達は普段子供たちをどのように教育しているのか、このような前代未聞の話を報告しに来て、恥ずかしくないのか」というような口調で二人を厳しく非難した。李光義も李克生も李光龍の怒りが当然であり、子供達の恋愛がやはり道に外れた行為だと思い直し、それぞれ自分の息子と娘に「君達の行為は違法してはいないが明らかに基本的な倫理道徳に反している。これ以上恋愛を続け、結婚すれば大変困り、面倒なことになる。一族の名譽を守るために、二人を追放するかまたは殺してしまう」と強く警告した。李兆春と李光紅も皆に反対される原因にある程度納得し、徐々に冷静になり、遂に別れてしまった。

その後、李光紅は他の集落の異姓男性の嫁に行き、李兆春も別の集落の異姓女性と結婚した。彼らの父親である李光義と李克生は「自分の子供達の恋愛と結婚計画に対するは、どんな時期であっても簡単に許すべきではない。また、最近起きた3件の婚約事件は李姓にとって恥すべきことだ」と筆者に語った。さらに、李光義と李克生は1995年秋に李光龍が病気で死亡したため、このような前代未聞の婚約事件が3件も起きたのだと説明してくれた。確かに、李光龍の死後は宗族の中で彼のような権威をもつ村幹部及び長老はもはやいなくなったということが、最近宗族内婚が同時に起きた一因だと考えられる。しかし、李光義と李克生のような親達の言動からすれば、今後宗族内の男女間の恋愛事件が起きたとしても、結婚をやはり止めさせられる場合があると思われる。この意味では、宗族内婚を行うかどうかは、宗族規範による社会的な圧力や当事者自身の性格や考え方などの要素が作用していると考えられる。

五 考察

以上、調査地域で最近起きた宗族内婚の状況及びそれまでの発展プロセスを具体的に記述してきた。既に明らかになったように、宗族内婚の兆しは

1970年代の末頃、即ち改革開放政策がスタートし始めた時期に現れ、その後は次第に現実化してきた。村人の間には「五服」の範囲を超えた男女の結婚は許してもよいという考え方があるにも関わらず、20世紀末までは宗族内婚及び「親戚」間における異なる世代間の通婚という伝統的なタブーはまだ機能していた。「五服」の範囲を超えていても、どのような形の宗族内婚であれ許されなかつた。これはその時期に宗族内には伝統的な宗族の秩序を守る権威者がおり、また人々の間にはその意識もあった。ところが、その伝統的なタブーを破った結婚は今世紀初めに遂に現れてきた。そこには宗族機能及びリーダー達の重要性が減少し、宗族内婚のタブーを守る意識も村人の間では次第に薄まり、また少子化が現実的に進んできたなどの諸要因があると思われる。

広東省の農村地域に比べれば、調査地域の宗族内婚は大変遅れており、割合もまだかなり少ないと言える。また、チェン村の場合、解放後、集落内の貧富の差はなくなったが、逆に集落間の貧富の差が顕著になった。その結果、この村は周辺の村より貧しくなり、婚出する嫁がいても婚入する嫁はあまりなく嫁不足が深刻になった。そこで1958年大躍進の時に、12人の青年幹部は宗族内婚に踏み切ったのである。彼らは伝統的な慣習が破壊されるべきだという毛沢東時代の政治情勢を利用して、自由恋愛による宗族内婚の革命を起こしたのである（チャン等、1989：230）。しかし、調査地域の宗族内婚はこのような広東省の事情とは異なり、嫁不足問題はなく改革開放以後の経済自由化の中で起こったもので、成立した事例は必ずしも当事者の自由恋愛によるものではない。

1980年に改定した『婚姻法』の規定からすれば、宗族内で共通の祖先から数えて3世代を超えた男女は、法律上結婚してもよいということである。また、村人の間には「五服」の範囲を超えた男女は結婚しても構わないという考え方がある。実際、チェン村^⑥とは異なり、調査地域で起きた婚約事例は「五服」範囲内の関係者ではなくいすれも6世代を超えてるので、当事者の行

為は法的にも村落社会の通念にも違反していない。

しかし、既に述べたように、多くの村人はそのような婚姻は決して好ましい形態ではないと考えている。当事者もそのような世論を気にしていると思われる。ここにはやはり宗族内婚には子供が生まれにくいという優生学的な考え方や、宗族内婚がインセストに当るため禁止すべきだという伝統的倫理道徳の観念が働いているからだと思われる。実際、愛し合っている若い男女の中には宗族内婚に踏み込まなかった者もいる。また、そこには宗族規範による社会的な圧力や当事者自身の性格などの要素が作用していると考えられる。この意味では、伝統的な宗族規範が婚姻を規制する機能はまだ完全には失われたとはいえない。但し、少子化と経済の自由化が進む中で、娘に老後の扶養を期待して、集落内に嫁がせようとする親の意向や、出稼ぎなどによる若い男女間の交際チャンスの増加及び宗族機能の低下傾向などは今後も宗族内婚を促進させる要因になるだろう。

また、注目すべきは本稿で提出した6つの事例の中で、事例1の李光田と事例3の李兆水及び事例4の王徳生の言動である。既に述べたように、息子の結婚が宗族内婚に当たらないことを正当化しようとして、李光田は自分が夏姓のものだと主張し、また、李兆水は自分の生父が謝姓からきた「上門女婿」だったことを持ち出してきた。李光田の主張は、自分の生父が李姓であることが分かり、それを理由に李家湾に戻り、復姓したという自分の帰宗行為とは明らかに矛盾している。また、李兆水の場合、たとえ生物学的に謝姓の血統を引いても父と同様李姓を名乗った以上は、社会的には李姓の成員になるので、彼の主張にも無理な点がある。逆に王徳生は自分が復姓した時に子供達も李姓から王姓に改めさせられた経緯を取り上げて、自分の娘が本来李姓の成員なので、李姓の男性と結婚すれば宗族内婚に当たると強く反対しようとした。この反対理由は彼の娘が指摘したように確かに理にかなったものではなく、彼の帰宗行為とは矛盾している。しかし、この3人の主張から、彼らも宗族内婚を正当な婚姻ではなく、出来れば回避したいという気持ちを

伺わせる。また、彼ら自身の帰属に関する主張はいずれも一貫していないが、その揺らぎから、彼らの宗族意識またはアイデンティティは必ずしも強固不変なものではないことが分かる。即ち、当事者は宗族全体の規範や利益よりも、むしろ状況に応じて自分の利益を最優先にして社会関係を選択しながら行動しているので、宗族は村人にとって多くの利用可能な社会関係の選択肢の一つに過ぎない。従って、宗族内婚は宗族の規範に関わる問題ではあるが、同時に個人的な選択問題でもある。個人は普通、宗族の規範とイデオロギーに従って行動するが、自分の目的を達成するためにそこから逸脱する場合もある。これが宗族内婚のタブーが破られた構造的な要因であると考えられる。

注

- ① 五服とは「五つの服喪等級」を意味する。即ち、Ego から数えて上 4 世代、下 4 世代までの範囲内における死者の父系親族者に対して明確に定められた服喪の義務内容に関連する親疎関係である (Freedman 1958:41-5)。五服内の人間関係は一般的には親密であり、構成員達は多方面にわたり協力し合うが、その範囲を超えるにつれて、父系親族の絆はそれほど親密ではなくなる。「五服」以内の結婚は、即ち曾曾祖父の世代以下の父系親族同士の結婚をさす。
- ② 実地調査は2002年3月から4月までであったが、国際電話での聞き取りも数回行なった。
- ③ 調査地の県とそれ以下の地名と人名は仮名である。また、李家湾の歴史や、李姓及び張姓の状況について、詳しくは拙稿 (秦, 1999。Qin, 2002) を参照されたい。
- ④ 李家湾では土地改革によって「階級区分」が行なわれ、各家は雇農、貧農、下中農、中農、上中農、富農、地主という政治的なランクに分けられるようになった。その「階級区分」によって、革命以前社会的、経済的、政治的な地位が低かった貧しい世帯はランクが高くなり、逆に社会的、経済的、政治的な地位が高かった裕福な世帯のランクは低くなつた。それ以来、政治的な地位が一貫して強調されたので、「階級区分」は革命以前富裕な世帯にとって不利であった。彼らの息子達は革命以前とは逆に嫁を迎えることが大変難しくなつた。1979年に「階級区分」の身分制度は廃止されたため、通婚関係における政治的な地位の強調は緩和された。
- ⑤ 中生 (1991 : 267) も指摘しているように、「親戚」間の世代原理は宗族の世代観念から借用されている。世代原理による親戚間の通婚規制は、解放前の華北地方にも見られる (内田, 1949 : 82)。また、王 (1991 : 505-506) によると、甘肃省の水泉村でも1981年頃に同じような父系血縁原理を無視した二人の男女が村から追放された事件が起きたという。
- ⑥ 但し、広東省のチェン村でも多くの村人は依然として、「五服」範囲内の結婚は不適当だと考えており、この範囲内の婚約と結婚には不賛成の声がある (チャン等, 1989 : 260)。この「五服」範囲内のインセスト・タブーはチェン村以外の地域でも機能していないかどうかは今後

他地域における新しい報告との比較研究によって明らかになるだろう。

参考文献

- Freedman, M. 1958 *Lineage Organization in Southeastern China*. The Athlone Press.
- 1966 *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung*, The Athlone Press.
- Parish, W. L. & Whyte, M. K. 1978 *Village and Family in Contemporary China*. The Univ. of Chicago Press.
- Qin, Z. 2002 "Changes in Chinese lineage and Politics: A Case Study in Rural Hubei" *Japanese Review of Cultural Anthropology* 3:3-29.
- 内田智雄 1949 「中国農村における結婚と世代の問題（上）」『同志社法学』第一号。
- 王 滉寧 1991 『当代中国家族文化—对中国社会現代化の一項探索』, 上海人民出版社。
- 滋賀秀三 1967 『中国家族法の原理』, 創文社。
- 秦 兆雄 1999 「中国湖北省農村の宗族と政治の変化」『外大論叢』50 (5) : 37-64。
- 2002 「中国湖北省一農村の異姓養子の帰宗現象について」『外大論叢』53 (1) : 55-76。
- チャン等 (小林弘二監訳) 1989 『チェン村』, 筑摩書房。
- 中生勝美 1991 「親族名称の拡張と地縁関係—華北の世代ランク」『民族学研究』56 (3) : 265-281。
- 宮坂 宏 (編訳) 1995 『現代中国法令集』, 専修大学出版局。